

「その他業務委託」における最低制限価格の算定方法の改定

著しく低い価格で落札した場合には、円滑な業務遂行に支障をきたすこと、又は完了期限の遅れや成果品における品質低下の恐れが懸念されることから、契約価格の適正化や実効あるダンピング対策を図るため、当町が発注する「その他業務委託」において、最低制限価格の算定方法を改定いたします。

1. 対象業務

入札に付する「建設工事に係る業務委託（建設コンサルタント業務、建築（設備）設計業務、補償コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務）」以外の業務（以下「その他業務委託」という。）

2. 最低制限価格の算定方法（赤字表記の下線部は、今回改定した箇所を示す。）

（1）その他業務委託

予定価格に 10分の8 を乗じて得た額

（予定価格× 0.8）

（2）上記により算出した額において、千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額を以て最低制限価格とする。

3. 適用日

令和8年8月1日以降に指名競争入札執行通知等を行う「その他業務委託」より適用。

4. その他

本文中における「最低制限価格」及び「予定価格」については、「消費税及び地方消費税相当額を含まない額」である。